

【ラッサルフロートクッション】 レンタルサービス利用規約書

本書は、レンタルサービスご利用者様(以下「利用者」という)は株式会社松本義肢製作所以下「事業者」という)の行う機器のレンタルについて、遵守していただく事項を定めたものです。

第1条 (利用者、介護者の義務)

- 利用者及び介護者はレンタル商品について定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守するものとします。
- 利用者及び介護者は、事業者の承諾を得ることなくレンタル商品の仕様変更、加工・改造等を行うことはできません。
- 利用者は、レンタル商品の利用状況に変更があった場合速やかに事業者へ通知するものとします。

第2条 (守秘義務)

- 事業者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 事業者は、契約担当者が退職後、在職中知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の文書による同意を得ない限り、利用者・家族の個人情報を用いません。

第3条 (事業者の損害賠償責任)

事業者は、レンタル商品の故障・欠陥により、万一、利用者及び介護者に何らかの損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。但し、レンタル商品の故障が利用者の故意又は過失及び第1条に違反した事に起因する場合、事業者は賠償義務を負いません。

第4条 (損賠賠償がなされない場合)

レンタルサービスの実施にともなって、事業者の責に帰すべからざる事由によって生じた損害は賠償されません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

- 利用者が、利用者の疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、レンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したレンタルサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。

第5条 (利用者の損害賠償責任)

事業者は、利用者の故意又は過失によってレンタル商品が消失し、又は回収したいレンタル商品について通常の使用状態を超える極度の破損・汚損等が認められる場合には、利用者に対して補修費もしくは弁償費相当額の支払を請求することができます。

第6条 (レンタル費用及び支払方法)

利用者は、事業者に対して規定のレンタル代金を、指定口座へ銀行振込、郵便振替もしくはコンビニ決済により支払います。

第7条 (レンタル商品の引渡し及び返却方法)

- レンタル商品の引渡しについては事業者もしくはサービス提供会社が利用者の指定する場所に、配送業者の宅配サービスを利用し届けるものとします。
- レンタル商品の返却については利用者が事業者の指定する場所に、配送業者の宅配サービスを利用し届けるものとします。事業者もしくはサービス提供会社は返却の際に利用者が使用する配送業者の送り状用意し、利用者はその送り状を用いるものとします。
- レンタル商品の引渡しの際、事業者が説明や設置を無償で行うことはありません。レンタル品の引渡しにおいて説明、設置を希望する際には、別途定める規定の金額にてサービス提供会社より説明、設置を受けることができます。

第8条 (協議事項)

本規約に疑義が生じた場合、又は本書に定められていない事項が生じた場合には、利用者と事業者は誠意をもって協議の上、解決に努めるものとします。

第9条 (貸出期間、返却遅延)

- 貸出期間は、レンタル品の発送日を起点とし、そこから契約の期間が経過した日から7日ほど加算した日を終点とします。7日の加算理由としては、運送に掛かる日数を考慮した猶予期間とします。左記より、算出した貸出期間を商品と同梱にて告知いたします。
- 利用者から解約の旨がない限り、レンタル期間は毎月1日に更に一ヶ月更新するものとする。
- 貸出期間を超えて返却されない場合、事業者は利用者へ延滞料金を請求します。

第10条 (利用規約の成立)

- 本サービスを申し込む場合には、事業者が別途指定する申込方法によって、事業者に対して申込を行うものとします。
- 本サービスの申込に際しては、本利用規約のすべての内容を確認してください。事業者は、本サービスの申込があった場合には、本利用規約に同意したものとみなします。

付則 2024年 6月 1日制定、施行

事業者

住所

事業者名

代表者名

愛知県小牧市大字林210-3

株式会社松本義肢製作所

松本 芳樹